

子ども虐待からみた子どもの権利

死亡の5歳、ノートに「おねがいゆるして」両親虐待容疑

2018年6月6日 11時58分



朝日新聞
DIGITAL

東京都目黒区で虐待を受けたとされる船戸(ゆあ)ちゃん(5)が3月に死亡したのは6日、すでに傷害罪で船戸雄太(とろ)が起訴された。

心愛さん虐待死3年、刑務所の父が語った目標「娘が目指した道に…」

有料会員記事
多田晃子、高室杏子、石原剛文 2022年1月25日 14時00分



栗原心愛さん

千葉県 野田市の小学4年、栗原心愛(みあ)さん(当時10)が虐待死した事件から24日で3年となった。この日を前に、父方の家族は支援者を通じて、心愛ちゃんを助けてあげられなかった後悔の念が消え、傷害致死罪などで懲役16年の判決を受けた父親の勇一郎受刑者(44)の近況を明かした。

コメントを寄せたのは、勇一郎受刑者を通じて、「心愛ちゃんを忘れた日か眠ってくれるよう手を合わせられなかった後悔の念が消えたとした。

勇一郎受刑者の近況も明らかにされた。支援者によると、拘置所では読書をよく読んでいたという。

関東の刑務所に収監後は家族が月に1度面会に通っている。最近は大変苦労している様子で、家族には、社会復帰後は何かと話を聞いたという。

朝日新聞
DIGITAL

3歳女児放置死、母親を起訴 刑事責任問えると判

有料会員記事

岩田恵実、滝口信之、高島曜介 2020年10月23日 20時29分



左:と亡くなった希華ちゃん(知人提供)

東京都大田区のマンションで6月、置き去りにされた女児(当時3)が飢餓と脱水で死亡した事件で、東京地検は23日、保護責任者遺棄致死容疑で逮捕された母親で元居酒屋従業員の梯(かけはし)沙希容疑者(25)を保護責任者遺棄と同致死の罪で起訴した。7月から実施された精神状態を調べる鑑定留置の結果を踏まえ、刑事責任が問えると判断した模様だ。

起訴状などによると、梯容疑者は5月8～11日、鹿児島県に旅行するため、長女の希華(のあ)ちゃんを自宅に置き去りにしたとされる。6月5～13日にも食事を与えたり、医師の診断を受けさせたりせず、死亡させた。

「ごすのが目的で、子どもがいることを隠してた。梯容疑者は逮捕後、「育児に疲れ

朝日新聞
DIGITAL

3歳男児に熱い湯かけて殺害か、母親の交際相手を逮捕 大

2021年9月22日 21時52分



新村桜利斗ちゃん=母親の知人提供

大阪府 摂津市のマンションで男児(3)に高温の湯を浴びせて死なせたとして、大阪府警は22日、男児の母親の交際相手で無職の松原拓海(たくみ)容疑者(23)=羽曳野市 南古市2丁目=を殺人容疑で逮捕し、発表した。「(高温の湯を)故意に殺せん」と容疑を否認している。

捜査1課に1人で捜査し、

子ども虐待とは

弱者としての子ども、強者としての大人という権力構造を背景とした子どもへの重大な権利侵害

守るべき大人（年長者）からの権利侵害で、重篤な影響を及ぼす

身体的虐待...身体・生命の安全が保障されるの権利侵害

ネグレクト...必要なケアを受ける権利の侵害

性的虐待...性的な安全と選択が保障されるの権利侵害

心理的虐待...心理的安全と発達が保障されるの権利侵害

国連子どもの権利条約～子どもが権利の主体～

一般原則

- ・ 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ・ 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ・ 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- ・ 差別の禁止（差別のないこと）

第44回国連総会1989年に採択され、日本は1994年に批准した

子どもの権利～子どもの権利条約前文～

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

....

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

⇒大人の人権に加え、子どもは適切なケアを受けることでその発達が保障される権利を有している

児童福祉法 H28年(条約批准から21年)改正

- 第一章 総則
- 第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
- 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

子どもの権利を基盤にすることでの変化

子どもの命を助ける

児福法H28年改正

子どもの権利を守る

第一条に「子どもが権利の主体」

- 親から分離して命を助ける
- 行政だけで分離が可能
- 分離できないと手立てが少ない
- 保護した後は「命が助かったのだから良い」
- 学校に行けなくても、家庭が与えられなくても、一時保護所や施設に入れるだけでおしまい
- 子どもの声は重視されない
- ケア・治療がなされていない

- 分離せず子どもが家庭で暮らせるよう支援
- 親子分離に関する司法関与
- 分離した子どもの権利を第一に考える
- 一時保護も長期分離もできるだけ家庭(里親等)で
- 一時保護所での権利擁護がガイドラインに含まれた
- 子どもの声を聴く(アドボケイト)制度の発足
- 子どもの権利擁護の制度の発足
- ケアニーズに応じた措置費制度の検討

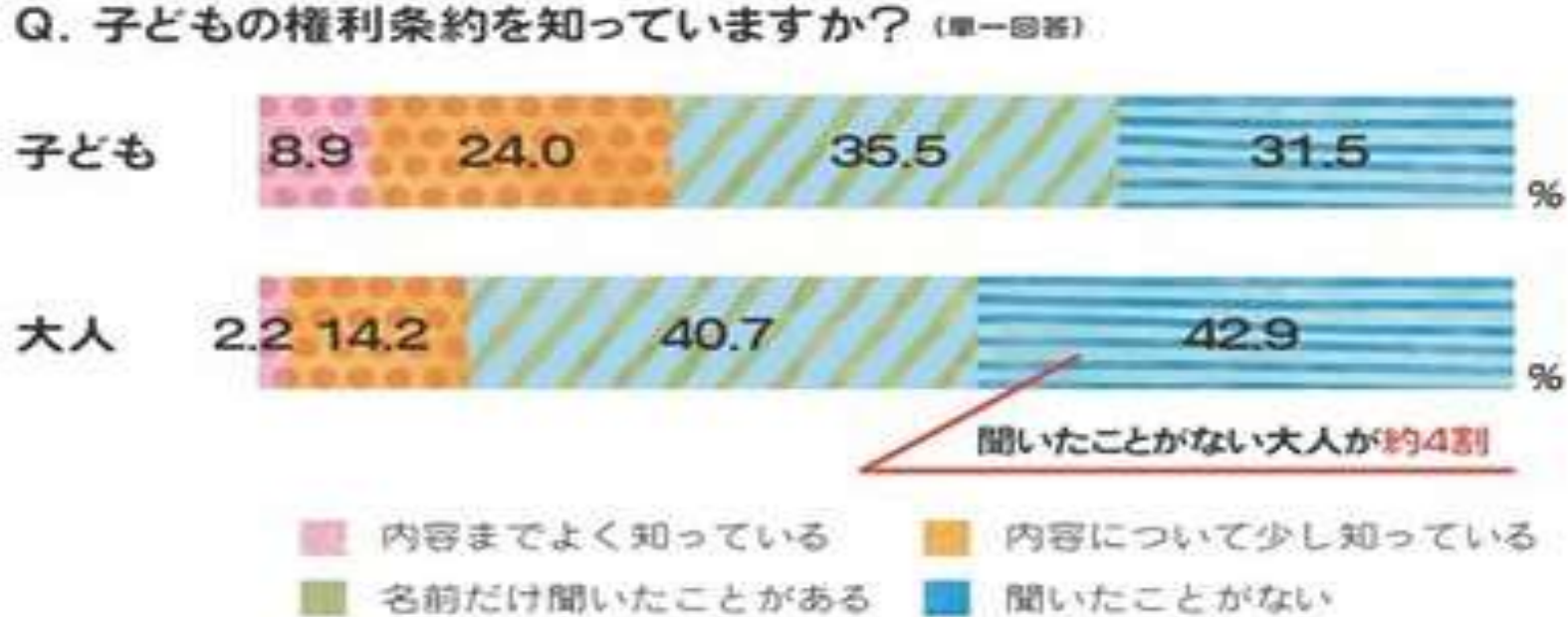
福祉分野での「子どもの声」を聴くことの推進

- 亡くなった子どもの声を聴く⇒重大事例検証
国での検証⇒都道府県での検証
 - 子どもの声を聴く⇒アドボケート制度
 - 子どもの権利擁護機能⇒児童福祉審議会を使って、福祉分野に特化した権利擁護機関としての機能を持たせる
 - 都道府県社会的養育推進計画
当事者(子どもや社会的養育出身者)の意見を聞くこと
- ◆子どもの福祉分野では制度としては進んできている。各現場が追い付くかどうか・・・。
- ◆子どもの福祉分野以外では？

日本における子どもの権利条約の認知度

・子どもの権利条約に関して、「内容までよく知っている」と答えたのは、子ども8.9%、大人2.2%。

「聞いたことがない」と回答したのは、子ども31.5%、大人42.9%。



2019年 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査より

子どもの権利を守る仕組み

日本財団「子どもの権利を保障する法律（仮称：子ども基本法）および制度に関する研究会」

（敬称略、50音順、○は座長）

期間：2019年10月～2020年5月 開催

主に虐待や社会的養護などの児童福祉の分野からの声をあげることが目的。

委員は医師、弁護士、法律学者、メディア、当事者などをふくむ構成（肩書は当時）。

<委員>

相川 裕	弁護士
一場 順子	弁護士
○奥山 眞紀子	日本子ども虐待防止学会理事長、小児科医
甲斐田 万智子	文京学院大学教授
川上 園子	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン国内事業部長
木ノ内 博道	千葉県里親家庭支援センター理事長、子どもの権利条約総合研究所研究員
榊原 智子	読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局 専門委員
佐藤 智洋	インターナショナル・フォスターケア・アライアンス
高橋 恵里子	日本財団公益事業部国内事業開発チームリーダー
中村 みどり	Children's Views & Voices副代表
西川 龍一	NHK解説委員
堀 正嗣	熊本学園大学社会福祉学部教授
吉田 恒雄	児童虐待防止全国ネットワーク理事長、駿河台大学名誉教授

<アドバイザー>

大谷 美紀子	国連子どもの権利委員、日本ユニセフ協会理事、弁護士
--------	---------------------------

こどものために国が整えるべき3点

「国連こどもの権利委員会」からも指摘されている

こども基本法

- 子どもの権利を担保する包括的な国内法が必要

こどもコミッショナー

- 他の行政から独立し、子どもの声も反映させて、子どもの権利実現に資する政策を提言するコミッショナーが必要

こども行政の調整機関＝こども家庭庁

- こども家庭庁内部組織として、子どもの権利を保障するために子どもに係わる各方面の行政、施策を調整する部門の設置が必要

障害者の権利

女性の権利

子どもの権利

日本財団作成を
一部改変

憲法

障害者権利条約

障害者基本法

- ・障害者の基本的人権の尊重
- ・障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進
- ・国・地方公共団体・国民の責務
- ・障害者基本計画の作成（国・都道府県・市町村）
- ・予算の確保、関連法案の整備
- ・障害者政策委員会の設置（条約のモニタリング、国へ勧告等）
- ・年次報告（障害者白書）を国会へ提出
- ・都道府県・政令指定都市に審議会設置義務

障害者雇用促進法

障害者差別解消法

障害者総合支援法

など

女子差別撤廃条約

男女共同参画社会基本法

- ・男女の人権の尊重
- ・男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進
- ・国・地方公共団体・国民の責務
- ・男女共同基本計画の作成（国・都道府県）
- ・法制上、財政上の措置
- ・男女共同参画会議の設置（関係行政機関の調整、調査）
- ・年次報告（男女共同参画白書）を国会へ提出

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

男女雇用機会均等法

など

子どもの権利条約

こども基本法

- ・こどもの権利の尊重
- ・親の責任および国・地方公共団体の責務
- ・こどもの権利に関する普及啓発
- ・こどもの権利に関する国際協力
- ・市民社会との協働
- ・こどもの権利計画の策定（国・都道府県）
- ・法制上、財政上の措置
- ・こどもコミッショナーの設置

※子どもの権利については基本法が存在していない

子ども・若者育成支援推進法

児童福祉法

成育基本法

児童虐待防止法

教育基本法

少年法

など

全国児童相談所虐待相談件数

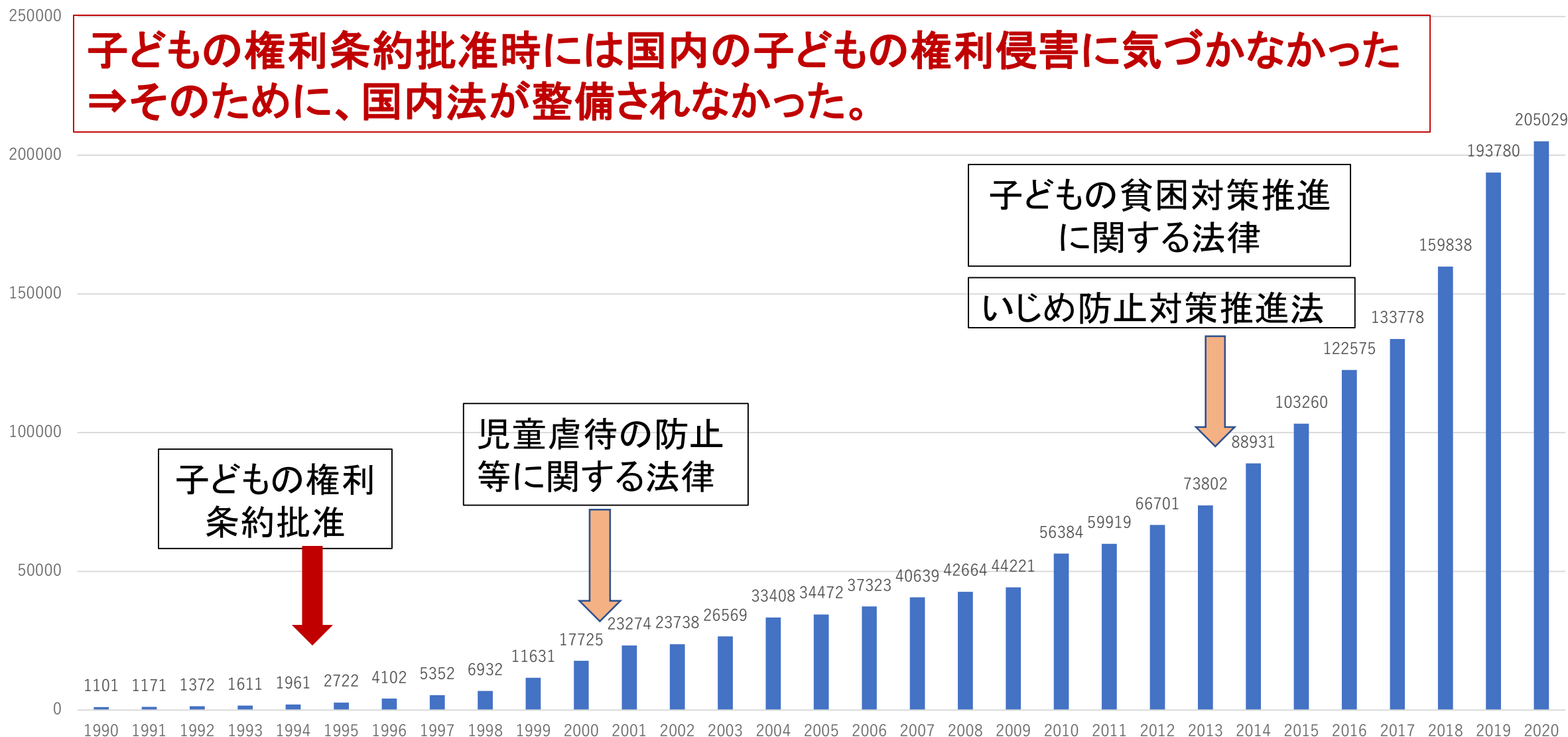
子どもの権利条約批准時には国内の子どもの権利侵害に気づかなかった
⇒そのために、国内法が整備されなかった。

子どもの権利
条約批准

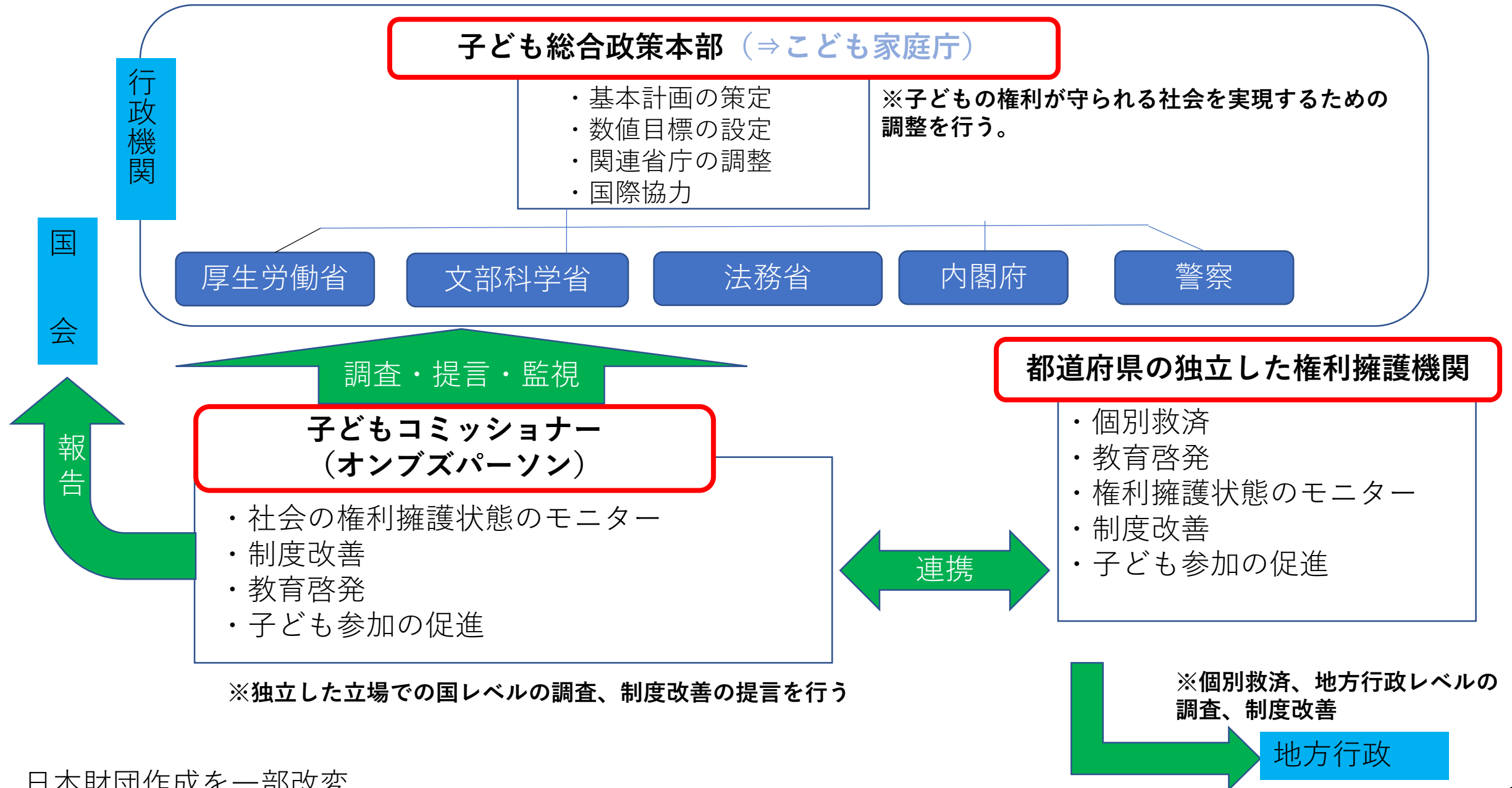
児童虐待の防止
等に関する法律

子どもの貧困対策推進
に関する法律

いじめ防止対策推進法



「子ども基本法」による子どもの権利を守る仕組みの提案



何故、子どもにコミッショナーが必要か？

- 子どもは自分から意見を発出して行政に届けるルートがない。
- 子どもには参政権も選挙権もない。
- 子どもは裁判を起こせない。
- 民法では15歳未満は意見を形成する能力は認められていない。
- 従って、真に子どもを代弁することが必要。
- 子どもの声を社会に反映させて、子どもの権利を守る政策を推進するためには、行政から独立しているコミッショナーが必要。

国のこどもコミッショナーの役割とあり方

- 日々、子どもと接し、NGO等市民社会とも連携し、子どもの権利保障の状況を把握し、子どもの権利の促進を行い、必要に応じて、調査を行い、国会に報告、提案、提言を行ったり、政府に提言、勧告を行う。
- 「こどもコミッショナー」は、選挙権のない全ての子ども(乳幼児も、言葉を話さない障害を持った子どもも含まれる)にとって自分たちの意見を代弁してくれるシンボリック存在。
- それを実現するためには
 - ①政府の他の行政から独立していること
 - ②その活動の予算も独立していること
 - ③常勤であること
 - ④国会が選出に係わるか、承認を行う(子どもがその選出に係わるのが望ましい)
 - ⑤適切な調査権が必要
 - ⑥国会への報告・提案ができること
 - ⑦政府の他の行政に提言、勧告ができること

スコットランド子ども・若者コミッショナー



子どもコミッショナー活動事例

<子どもの貧困対策>

- 子どもの意見も取り入れた重点テーマの一つとして取組む
- 貧困を経験した子どもたちとの対話、保護者向け調査等に基づく報告書（政府・自治体・学校向け提言）を発表
⇒年度内に就学支援給付金拡充が実現
→提言内容について継続してフォローアップ
- 学校向け資料作成（家庭の教育費負担を減らすために学校ができること、等）
- 政府内部調査（給付金が受給資格者に行き渡っていないとの結果）の公表を求める ⇒公表はされなかったが、政府・自治体による積極的広報により給付増につながる（ウェールズ）

<いじめ対策>

子どもたちから意見を聴き、報告書と提言を提出

- 学校全体での取組み
- 学校のいじめ対処方針作成への子ども参加
- 対処方針の子どもへの周知、人権教育の強化
- 子どもが相談・報告しやすい仕組みの導入 等

⇒翌年、教育省策定の行動計画と対応方針に取り入れられる

（アイルランド）



<新型コロナへの対応>

- 休校による教育、メンタルヘルス、デジタル格差等への影響について子どもにオンラインアンケート実施（2020年4月）
- 子どもたちの声を議員に届ける
- 政府の教育対策チームに子どもの権利に基づいた対応と具体的対策を提言
- 政府コロナ対策の子どもの権利への影響評価を実施

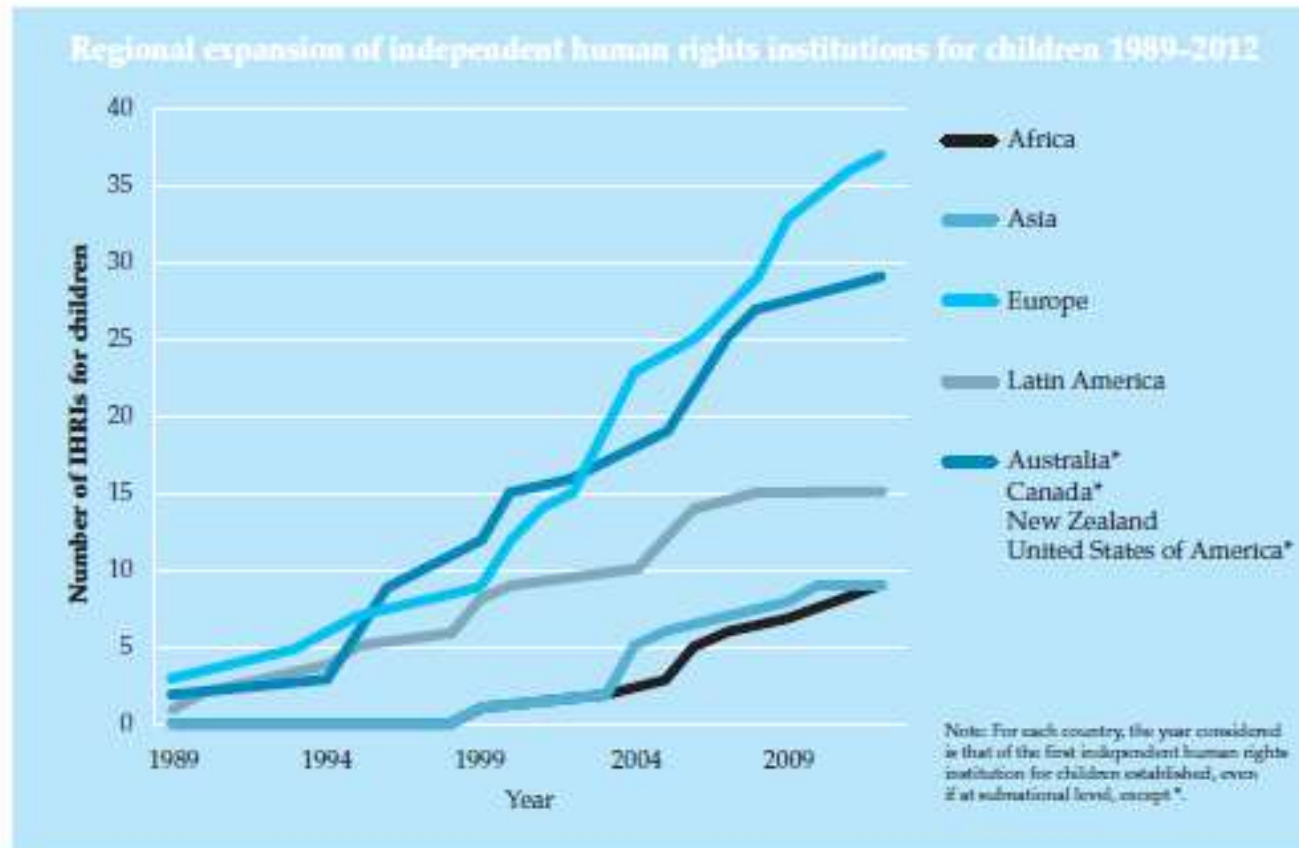
（スコットランド）

- ロックダウン下での教育機会の保障に関する意見を表明。
- 子どものメンタルヘルス、リモート学習環境の不平等、脆弱な立場の子どもに影響する制限等について政府へ働きかけ。
- 「子ども期委員会」として、今後10年間の政策目標と評価基準を策定し、子ども関連政策の改革を目指すと宣言。

（イングランド）

* 多くの国で、子どもコミッショナーによりコロナ下の子ども調査、提言、子ども向け情報発信が行われている

子どもコミッショナー/オンブズマン ー子どものための独立のモニタリング機関ー



設置された国

- 世界の70カ国以上
(2012年)
- 欧州47か国*のうち34カ国
(2018年)

*欧州評議会加盟国

多くの国が設置法で子どもの権利条約に言及
(スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド、イングランド、スコットランドなど)

「子ども基本法」による子どもの権利を守る仕組みの提案

